2　前項の免れた地方法人税の額又は同項の還付を受けた地方法人税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千万円を超えその免れた地方法人税の額又は還付を受けた地方法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

3　第一項に規定するもののほか、第十九条第一項又は第六項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同条第一項第二号に規定する地方法人税の額（第十二条の規定により控除をされる金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした地方法人税の額）又は第十九条第六項第二号に規定する地方法人税の額につき地方法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　前項の免れた地方法人税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた地方法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十四条　正当な理由がなくて第十九条第一項又は第六項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十五条　第三十条において準用する法人税法第百五十一条第一項から第四項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する地方法人税中間申告書、第十六条第九項の規定による申告書、地方法人税確定申告書若しくは第十九条第六項の規定による申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書の提出があった場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十六条　第十七条第一項各号に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書又は第十六条第九項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十七条　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十三条第一項若しくは第三項、第三十四条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により第三十三条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3　人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

（適用区分）

2　この法律（第四章第一節を除く。）の規定は、法人のこの法律の施行の日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

3　第四章第一節の規定は、法人の平成二十七年十月一日以後に開始する課税事業年度の第十六条第一項又は第九項の規定による申告書について適用する。

（政令への委任）

4　前二項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十二号

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

別表第〇四〇二・一〇号中「幼児又は」を「幼児、」に改め、「児童福祉施設の児童」の下に「又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童」を加える。

（関税暫定措置法の一部改正）

第二条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第四条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「第七条の八」を「第七条の七」に改める。

第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

第七条の七を削り、第七条の八を第七条の七とする。

第八条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二六年三月三一日」を「平成二七年三月三一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法別表の改正規定は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

2　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第四号を削り、同項第五号中「第七条の八第八項」を「（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の七第八項」に改め、同号を同項第四号とする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

雇用保険法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三